

政 策 提 言 書

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

中 山 町 議 会

政 策 提 言 書

町では本年度、本町を取り巻く社会・経済情勢の変化に的確に対応し、持続可能なまちづくりを可能とするため、新たな指針として第6次中山町総合発展計画 後期5か年基本計画の策定が進められています。

また、今後5年間で特に重点的に取組むまち・ひと・しごと創生に関わる第3期総合戦略の策定もあわせて検討されています。

このたび、人口減少・少子高齢化の進行への対応に加えて、災害対策や物価高騰等に伴う町内経済対策など、取組むべき課題が山積している中において、地方自治における二元代表制の一翼を担う議会が、持続可能なまちづくりを実現するため重要な政策に関し提言することとしました。

町長はじめ執行部におかれましては、本提言が議会の総意としてまとめられたものであることを認識され、今後の施策に反映されるよう強く望みます。

令和7年12月19日

中山町長 佐藤俊晴様

中山町議会議長 鎌上徹

政 策 提 言

1 水害対策の着実な推進について

- (1) 今年3月に策定された石子沢川流域水害対策計画は、町民の命と生業を守るための計画であり、昨今の異常気象や自然災害の多発化・激甚化を踏まえ、具体的推進策を早期にまとめられるよう、国県等との一層の連携強化及び支援強化について強く働きかけること。
- (2) 公共施設再配置計画基本構想には防災拠点機能及び雨水貯留機能等を持つ新たな施設整備等の考え方が盛り込まれる予定であるが、流域水害対策は土地利用にも影響を及ぼすことから、土地利用の基本構想についても明確にすること。

2 消防団活動体制の充実について

- (1) 消防団員の減少や活動の限定化により、団員が活動を通じて得られる使命感や達成感を実感できる機会が減少しているという指摘がある。団員が誇りをもって活動できるよう、消防団の役割や地域防災に果たす重要性を町民に広く伝え、団員自身が活動の意義を再認識できる環境を整えること。
- (2) 防災は消防団だけではなく、地域全体で取り組むべき課題であるという意識を広げることが求められている。さらに、地域や学校教育との連携を図り、子どもたちが消防団と関わりを持ち「地域はみんなで守る」という意識を共有できるような取組みを推進し、将来的な団員確保や地域防災力の持続的な強化につなげていくこと。
- (3) 消防団員は、危険な活動に従事しなければならない場面があることに鑑み、安全装備の充実、活動服や資機材の更新、活動中の補償の充実等により、団員が安心して活動できる環境を整えること。

(4) 平成23年から消防事務委託を行ったことで、町消防団は初期消火に重きを置く活動へと移行していると考えられる。加えて町外在住や町外勤務の団員の割合も高く、実際の火事現場を経験した団員が不足している状況にあるといえる。

そのような中、災害対応力を高めるためには、定期的な研修や訓練を充実させることが不可欠であり、特に新入団員や女性団員に配慮した研修プログラムを整備し、誰もが安心して参加できる体制を構築すること。

(5) 消防団の運営は一過性の対策ではなく、将来にわたり持続可能な仕組みを整えることが不可欠である。デジタル技術を活用した情報共有や出動連絡の効率化、機能別消防団の導入検討、国県等事業の活用など、長期的な視点で体制の強化を図ること。

3 町の課題解決に向けた国県等事業を活用した財源確保について

(1) 国県等の各種財源を有効に活用し、創意工夫により町民生活の質向上や財政負担の軽減につながる施策の立案ができるよう職員育成を推進すること。あわせて、地域活性化起業人制度等の外部人材を活用し、財源確保に向けた情報収集や申請手続きの支援を行うことで、職員の負担を軽減しながら実施できる体制や仕組みづくりの構築を進めること。

(2) 財源確保の取組みは、町の中長期的なビジョンに基づく戦略の中で位置づけることが不可欠であり、第6次中山町総合発展計画や第3期中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略等と連動し、重点分野を明確化することが重要である。また、国県等事業ありきの事業実施ではなく、町民との対話を通じて課題を把握し、積極的な解決に向けた事業を展開すること。

(3) 国県等事業を活用した取組みは、一過性の効果に終わらせるのではなく、将来にわたり地域に利益をもたらす仕組みを設計することが求められる。事業終了後も継続的に運営できる体制や、地域内で循環する経済モデルを構築すること。

4 多様な学びと活動の場の整備について

(1) 子どもたちが安心して学び、成長できる環境を学校以外にも確保することが重要である。ＩＣＴを活用した学習支援や、地域資源を活かした体験型の活動など、多様な選択肢を提供し、学びの機会を途切れさせない環境づくりを進めること。

(2) 子どもたちが心理的に安心して過ごせる多機能な居場所を地域に整備し、学び・交流・相談の拠点とすることが求められている。地域住民やボランティアの協力を得ながら、地域全体で子どもを支える持続可能な仕組みを構築すること。

5 鳥獣被害防止対策について

(1) 危険鳥獣への対応は、緊急かつ大変な危険を伴うものであり、多岐にわたる経費が必要になることから、鳥獣被害対策実施隊に対する待遇改善及び捕獲報償等の改善を図ること。また、緊急銃猟に対応できる狩猟者育成・確保のための環境整備を進めるなど、人員確保と技術研修を強化し、安全で効率的な捕獲体制を整えること。

(2) 危険鳥獣の出没情報を迅速かつ正確に共有できる仕組みづくりを整えることが重要である。防災無線やＳＮＳ等を活用し、住民に危険情報をリアルタイムで伝える体制を構築するため、情報の集約と発信を一元化し、地域全体で危機管理を強化すること。

- (3) 町で所有する箱わな等の資機材の充実や、有効な手段に対する支援制度の強化が必要である。あわせて、ドローンの活用など先進事例等を参考に効果的な対策を研究し、実施に向けた検討を早急に進めること。
- (4) 河川周辺の未整備の樹木や雑草等については、河川管理者である国県等と連携し、刈り払いなどの環境整備を進め、危険鳥獣を寄せ付けない環境を整えること。また、鳥獣の生息域拡大の背景にある里山の管理不足や耕作放棄地の増加に対応するため、里山の適切な管理や耕作放棄地の再生を推進し、国県等事業を活用しながら、総合的な環境整備を行うこと。